

## 飲食関係の出店者の皆さまへ

よこすかカレーフェスティバルにおける飲食物の提供に関する保健所への届出は、主催者が一括して行います。(提供できるメニューには一定の制限がありますので、以下の品目以外の販売については、保健所の確認が必要になります。)

## 1 事務局が保健所に提出する営業報告で、取り扱いできる食品等一覧

## (1) 現地で簡易な調理をして飲食させる品目

(加熱調理し、全ての調理を当日現場で行う食品。)

## ア ご飯類

カレーライス

※トッピングが多い場合や製造工程が複雑な場合は許可が必要となる可能性があります。また、肉はカット済のものを使用してください。

## イ めん類(暖かいものに限る)

温そば、温うどん、焼そば、ビーフン、ラーメン、即席カップめん等

※薬味等を添える場合、薬味も加熱が必要です。

## ウ 菓子類

大判焼、たい焼、カレーパン、水あめ、綿菓子、カルメ焼、甘栗、りんごあめ、べっこうあめ、果実あめ、焼だんご、焼もち、お汁粉、チョコバナナ等

※カレーパンは、仕込み等は許可施設で行い、現地では揚げる行為のみに限る

## エ 飲みもの

ジュース、コーヒー、ココア、紅茶、甘酒、ビール、その他アルコール类等

(既製品に限る)

## オ そうざい

焼とり、お好焼、たこ焼、おでん、味噌でんがく、煮込、豚汁、けんちん汁、焼いか、焼魚、焼貝、焼(蒸)とうもろこし、ホットドック、アメリカンドック、フライドポテト等

## カ その他

ところてん、かき氷、レトルト食品等

## (2) 調理加工済食品として販売する品目

パン類、菓子類、弁当類、団子、餅、清涼飲料水、食肉製品、魚介類加工品、ハードアイスクリーム類、農水産加工品、びん詰食品、かん詰食品等

## (3) 農産物・水産物(海草類、塩干物、生きている魚介類に限る)

### ＜食品提供に関する主な注意事項＞

- 現地で行う調理加工は、簡易な行為に限る。
- 調理する際には手洗いを徹底すること。
- 体調の悪い者は、調理に従事しないこと。
- 前日の仕込み、作り置き等を行わないこと。
- 飲食時に使用するコップ及び皿等は、使い捨てとする。
- 保存基準の定めのある食品を販売する場合は、冷蔵設備及び温度計を備え、適正に保管する。
- 食品衛生法に基づく表示基準のあるものについては、基準を遵守して販売する。

### ＜営業報告対象外＞

以下の食品等の販売に関しては、各事業者個別に保健所の営業許可を受けていただく必要があります。

(後日手続き完了を確認できる書類を事務局に提出していただきます。)

詳細については、横須賀市保健所生活衛生課にご相談ください。

- 1 冷凍・冷蔵包装食肉販売
- 2 冷凍・冷蔵包装魚介類販売
- 3 陳列乳類販売
- 4 発酵乳等販売

(お問合せ先)

カレーの街よこすか推進委員会事務局

電話 046-822-8294